

項目	平成23年4月1日 (改正後)	(改正前)
毎月の積立限度額	掛金の基礎となる 給料月額範囲	積立額の制限は ありません。
共済貯金の解約	在職中は希望により途中解約ができます。ただし、再加入できるのは解約後1年経過してからとなります。	組合員の資格を喪失した場合に限り解約となります。

共済貯金は、給料から天引きする毎月の積立と賞与からの臨時積立の2つの方法により積立させていただいていますが、積立額の公正さを保つため下記のとおり毎月の積立額に制限を設けることとし、また在職中でも途中解約できるように貯金加入者の利便性を図ることとしました。

共済組合では、共済貯金が今後とも組合員の皆さんの財産形成の一助としてお役に立てるように公正な運営に努めてまいります。

共済貯金の積立額は
給料月額範囲内に
貯金規則の一部を改正しました

平成23年度 歯周病検診のご案内

—— 本年度から自己負担がなくなりました ——

茨城県は昨年9月に歯と口腔に関する推進条例を制定し、歯科保健の取組みを推奨していますが、共済組合でも昨年度から、疾病予防対策の一環として歯周病の早期発見、治療を図ることを目的に歯周病検診を行っています。

歯周病とは口腔内の歯周病原性細菌によって引き起こされる感染症です。

歯肉炎と歯周炎に大別され、進行すると歯を支える骨などが破壊されてしまう恐ろしい病気で、放置しておくと生活習慣病やガンになるリスクが大きくなります。

歯に対する正しい知識を身につけるためにも、今年度対象となる方は、ぜひこの機会に検診を受けて、ご自身の歯の健康状態をチェックしてください。

また、より多くの組合員の方が受診していただけるよう本年度から自己負担を無料としました。

対象者 平成23年度内に40歳以上5歳刻みの年齢に達する組合員の方

検診内容 歯周組織の検査、問診、指導

実施検診機関 (財)茨城県歯科医師会と提携した県内の歯科医院
*実施できる歯科医院の情報は、対象者にあらかじめご案内します。

検診期間 平成23年6月1日から平成24年3月31日まで

自己負担額 無料 *全額共済組合が負担します。

検診の受け方

- ①対象者全員に「歯周病検診受診券」及び「受診票」を配付します。
- ②希望する歯科医院に電話予約をします。
- ③窓口にて①の受診券及び受診票を提出してください。
- ④契約に沿った歯周病検診を行います。
- ⑤検診終了後、検査結果に基づく指導・説明を受けます。
*検診結果に基づく歯の治療を行う場合は、保険診療となりますので、「組合員証」を持参してください。
*対象年齢となる方には、本年5月下旬に所属所とおし関係書類を送付します。

